



くらしの中に

総務省

資料 1

今後の集落対策に向けて

令和 8 年 3 月 25 日

総務省 地域力創造グループ[°] 過疎対策室

1. 集落の現況

2. 集落支援員の現状と課題

- 集落支援員の趣旨と役割
- 集落支援員の活動
- 集落支援員と地域おこし協力隊
- 委託契約による集落支援員の設置

3. 集落支援員の更なる活躍に向けて

- 集落支援員のあり方のリ・デザイン
- 集落支援員のサポート体制の充実
- 地域おこし協力隊との連携の充実
- 委託契約に関する論点

※ 本資料のとりまとめに当たっては、各種調査を活用したほか、集落対策に関する有識者や実務者への意見聴取を行い、頂いたご意見を踏まえ、上記1～3の事項について整理したものです。

1. 集落の現況

集落の現況①

- 概ね5年ごとに実施される集落の現況把握調査結果（総務省・国交省）によると、近年、**集落（※）は、高齢化・小規模化が進行している。**
- 次のページの現況も含め、こうした状況の変化は、「集落の脆弱化」とも言えるのではないか。

（※）「集落」とは、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位

集落の経年変化（令和元年→令和6年）

- 65歳以上の割合が50%以上の集落数は、令和元年調査時点と比べて**9,078集落増加**
- 65歳以上の割合が50%以上の集落の割合は、29.2%から40.2%に**10ポイント以上増加**
- 集落の**平均人口は、194.8人から180.2人へと減少**

調査項目	集落数（※）	集落人口に占める 65歳以上の割合が50%以上		集落人口（人）	集落当たりの 平均人口(人)
		集落数	割合		
R6年調査	75,321	31,515	40.2%	13,396,869	180.2
R1年調査	76,015	22,437	29.2%	14,478,430	194.8
増減数	△694	9,078	11.0%	△1,081,561	△14.6
増減率	△0.9%	40.5%	—	△7.5%	△14.6%

※ 前回調査時（H31.4.1時点）の対象地域のうち、回答のあった1,038市町村における集落数。

出典：過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査〔令和7年3月〕
（調査対象：令和6年4月1日時点で過疎地域等の条件不利地域に存在する集落） 3

集落の現況②

- 集落においては、**住民の暮らしに密接に関連する施設や集落機能が減少・低下**しており、また、前掲のとおり、集落の小規模化、高齢化が進行していることから、今後もこうした傾向が続くものと考えられる。

65歳以上人口割合別 生活サービス機能が立地している集落数(総集落数に対する割合)

生活サービス機能	65歳以上人口割合			
	50%未満	50%以上	無回答	合計
公民館・集会所	13,609 (35.0%)	9,609 (33.1%)	339 (52.7%)	23,557 (34.4%)
病院・診療所	4,499 (11.6%)	1,265 (4.4%)	53 (8.2%)	5,817 (8.5%)
商店・スーパー	10,626 (27.4%)	4,046 (13.9%)	194 (30.2%)	14,866 (21.7%)
駅・バス停	21,574 (55.5%)	15,844 (54.6%)	405 (63.0%)	37,823 (55.2%)
総集落数(※)	38,845 (100.0%)	29,018 (100.0%)	643 (100.0%)	68,506 (100.0%)

- 特に、**病院・診療所、商店・スーパー**について、65歳以上人口割合が50%を超える集落においては暮らしに密接に関連する施設の立地が激減している。

※ 令和6年4月1日時点で過疎地域に存在する集落

集落機能の維持状況別集落数

※機能の維持状況は、下記の区分から市町村において判断している。

- 「良好」：全体的にみて集落機能が良好に維持されている集落。
 「機能維持困難」：全体的にみて集落機能の維持が困難になっている集落。
 「機能低下」：全体的にみて集落機能が低下している集落。

集落機能の維持状況	R6年調査	R1年調査	増減
良好	59,507 (75.8%)	60,077 (78.3%)	△570 (△0.9%)
機能低下	15,141 (19.3%)	13,132 (17.1%)	2,009 (15.3%)
維持困難	2,936 (3.7%)	2,861 (3.7%)	75 (2.6%)
無回答	901 (1.1%)	640 (0.8%)	261 (40.8%)
総集落数(※)	78,485 (100.0%)	76,710 (100.0%)	1,775 (2.3%)

- 機能低下又は維持困難の状況にある集落数は、前回調査から2,084集落増加した。

※ 令和6年4月1日時点で過疎地域等の条件不利地域に存在する集落

2. 集落支援員の現状と課題

集落支援員の趣旨と役割①

- 人口減少や高齢化が進む中、過疎地域等における集落においては、公共交通、通院・通学などの利便性の低下のみならず、草刈・清掃、除雪、防災（避難誘導等）、鳥獣被害対策も含めた農業管理などの身近な生活扶助機能が低下。
- こうした中、集落支援員は、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者であり、人口減少下でも住民が地域で幸せに住み続けられるよう、集落の「目配り」役として重要な役割を果たしている。
- 集落支援員は、「集落の生活扶助機能を支えるインフラ」である。

新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～（令和2年4月・過疎問題懇談会）（抄）

- これまで地域住民が管理してきた農地、森林、農業ため池等のインフラ、空き家などが、人口減少等によって十分に管理されなくなることで、農地や森林の多面的機能の低下、災害リスクの上昇、景観等の住民の生活環境への悪影響などの問題が生じている。

過疎地域等の集落対策についての提言～集落の価値を見つめ直す～（平成20年4月・過疎問題懇談会）（抄）

- …集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの重大な問題が生じており、今後さらなる高齢化の進展により、これらの問題は一層深刻化するおそれがある。
- 集落対策の実施に当たっては、**集落住民自身が集落の現状とその課題についてしっかりと見つめ直し、いわゆる集落の問題を自らの地域の課題としてとらえることが重要**である。昨今、市町村行政による集落への「目配り」が必ずしも十分に行われていないのではないか、という懸念もあり、**市町村行政が集落の現状に絶えず目配りをし、住民の声を幅広く吸い上げて施策に反映させる中で、住民と行政の協力的なパートナーシップを形成していくことが強く望まれる。**
- そこで、市町村においては、…**地域の実情に詳しい外部人材を活用し、「集落支援員」（仮称）を設けることが有効**である。
集落支援員は、当該地区を担当する市町村職員などと協力し、集落への「目配り」として、集落の定期的な巡回、生活状況、農地・森林の状況等の把握を行う。さらに、きめ細かな「集落点検」を行い、**集落の現状の把握を行うことや、集落のあり方の話し合いへの参加、集落の維持活性化に向けた取組みについて、市町村と協働して取り組む。**

過疎地域等の集落対策のあり方についての提言～多彩な豊かさに満ちた集落の暮らしを創り支えるために～（平成29年3月・過疎問題懇談会）（抄）

- 集落支援員は、1人で複数の集落を担当すること等により、**横断的な視点からアドバイスをすることが可能**である。今後、集落支援員には、**他の集落との連携等による日常的な活動への発展を模索し、地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材**となるなど、**集落の暮らしを支える事業・サービスの担い手**となることも期待したい。…**移住者や地域おこし協力隊を地域に受け入れる仲介役**になることなども考えられる。

集落支援員の趣旨と役割②

- 集落支援員は、必須業務である「集落点検」、「話し合いの促進」のほか、「集落の維持・活性化対策」を担うこととされており、その業務内容について総務省の要綱は詳細な要件は定めておらず、**住民と地方公共団体との連携の下、地域の実情に応じて柔軟な役割を果たせる制度**となっている。

(参考：(公社)中越防災安全推進機構にいがたイナカカレッジセンター長 阿部巧氏の指摘)

「集落支援員は、地域のリーダー層を補完する形で地域住民の要望や心持ちを把握することで、地域住民ひとりひとりと直接の接点を持たないような市役所各部署などが地域にアクセスしやすくなっている。地域内でのコミュニケーション不全を集落支援員にかなり補ってもらっている。」

○ 過疎地域等における集落対策の推進要綱（抄）

第2 事業概要

(1) 集落対策

① 集落点検の実施

集落点検は、地方公共団体が地域の実情を把握すること、及び集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、人口・世帯の動向、医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などについて地域を巡って調べ、分かりやすく整理する活動をいう。

② 集落のあり方に関する話し合いの促進

集落のあり方に関する話し合いの促進とは、集落点検の結果を活用し、住民同士や住民と地方公共団体の間で、集落の現状や課題、あるべき姿等についての話し合いを促進することをいう。話し合いの場においては、集落の現状や課題、将来的なあるべき姿などについて、住民同士や住民と地方公共団体の間で理解を深め、共通認識の形成を図ることを目指すことが望ましい。

③ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる集落の維持、活性化対策については、住民と地方公共団体の強力なパートナーシップのもと、積極的な実施を図ることが期待される。

(2) 集落支援員の設置

地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要である。このためには、地域で核となる人材との連携が有効であることから、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、地方公共団体が地域の実情に応じて設置できるものとする。

また、地方公共団体は、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとする。

集落支援員の活動①：孤立する集落支援員

- 集落支援員については、幅広い活用の可能性がある反面、活動内容の不明確さを憂う声があり、孤立などの困難性も指摘されているほか、ノウハウや業務に関する情報、技能・知識の向上の機会の提供が求められている。

令和7年度「集落対策に関する研修会」（総務省主催）参加者の声

- 「今年の7月より集落支援になりたてで、実は集落支援員の役割が私もですがこれまでの先輩支援員さんもよくわからず就任されている方がおられると感じています。・・・1人ではなかなか勉強不足や新参者すぎてうまくいかないかと思しますので、県内で相談できる方がいたらうれしいです。」
- 「自分が所属する自治体では、集落支援員とは何か？何をすべきか？といった説明が採用時になく、自治体で推し進めようとしている事業のための現場担当なのだと思っていました。自分は人付き合いが苦手で、現場だけ何とかしておけばいいのなら気が楽だと思っていましたが、本来の集落支援員に求められていることなどを4年目に初めて知り、考えさせられました。」
- 「集落支援員という立場は同じでも市によって力の入れ具合というか本気度というか、かなりの差があることがわかりました。」

有識者の指摘：里山くらしLABO 池田美穂子代表

- 「正解は集落によって違うし、対峙している問題によって違ってくる。一番初めにやるべきことは、その集落がどういう集落なのか、理解をして入ることが大事。キーマンが誰で、何だったらどこに相談したらいいのか、というノウハウを知らないまま、集落支援員として集落に入って、わからないまま、何年も重なっていくことがある。」

「集落支援員の活用に関する調査研究報告書」（令和5年3月、一般社団法人全国過疎地域連盟）より

- 集落支援員としての活動において難しい課題に直面した要因にはどのようなものがありましたか。（複数回答可）

回答の選択肢	回答数	比率
住民の反応が乏しい	723/1,539	47.0%
活動の目標が明確でない	378/1,539	24.6%
業務を行うに当たって必要なノウハウ等を得る機会が乏しい。	351/1,539	22.8%
業務に関する情報が乏しい。	246/1,539	16.0%

- 集落支援員としての活動を進めるに当たり、自治体に対してどのような要望を持ちましたか。（複数回答可）

回答の選択肢	回答数	比率
自治体による明確な目標設定	500/1,539	32.1%
活動についての必要な技能・知識を向上させる機会のより積極的な提供	411/1,539	25.7%
集落の状況についての十分な情報提供	400/1,539	25.7%

集落支援員の活動②：典型的な活躍の姿

➤ 住民や地方公共団体と適切に連携しながら、集落支援員が活動している事例として、例えば以下のような例がある。

喜多方市（福島県）

【任用形態】 会計年度任用職員ほか

【設置時期】 平成20年～

【設置人数】 専任6人・兼任2人

(令和6年度)

【特徴的な取組】

「寄り添い型」の支援

- ・ 中山間地域等の集落において、地域住民による協働のまちづくりに向け、集落の現状把握、課題等の見える化、話し合い、集落活性化に向けた取組などを集落支援員がサポート。
- ・ こうした取組が困難な集落においては、集落支援員が、定期的な巡回・見守りや関係機関との連絡調整など、「寄り添い型」の支援を実施。

＜「寄り添い型」支援を行う集落支援員＞



田村市（福島県）

【任用形態】 法人委託
(NPO法人あぶくま山の暮らし研究所)

【設置時期】 令和5年～

【設置人数】 専任3人（令和6年度）

【特徴的な取組】

『集落花咲会』景観美化プロジェクト

- ・ 各世帯を訪問し、「集落支援だより」（全戸配布）の取材として、住民の声の聞き取りを行うなどの工夫をしながら、集落の情報を収集。
- ・ 集落支援員の活動への住民の理解促進や当事者意識の醸成を目的に、集落支援員が集落巡回等を通して自ら気づいた課題をプロジェクト化
- ・ 一例として、地区の集会所を住民が気軽に集まる場所にしたいという思いから、住民と話し合いをしながら、花の苗を植えるグループを広げていく活動を実施



＜地区の集会所＞

岩国市（山口県）

【任用形態】 会計年度任用職員

【設置時期】 平成27年～

【設置人数】 専任8人（令和6年度）

【特徴的な取組】

「地域の夢プラン」作成会議の支援

- ・ 集落内外から広く集落支援員を公募
- ・ 地域の現状や課題について、集落支援員が住民から意見の聞き取りを実施。
- ・ 住民の意見を踏まえ、「やまぐち元気生活圏」の形成に向けた地域住民の機運醸成やプラン作成、地域運営組織等の立ち上げ等を伴走支援する有識者や専門家を招聘する（県施策）など、サポートの段階を進めていく。

＜夢プラン作成会議の様子＞



集落支援員の活動③：サポート体制

- 集落支援員の主な委嘱元である市町村においては、人手や財源の不足などにより、集落支援員に対して、研修機会や集落の状況（人間関係や困りごと等）の十分な情報の提供ができていないところが多く、職員の人事異動も多いため、専門的、継続的な観点から、集落支援員を支えることが容易でない。
- その点、地域活動に継続的に関わるNPO法人等の中間支援者は、職員に住民とのコミュニケーションや地域づくりに関するノウハウが蓄積しており、集落支援員をバックアップして課題を解決できる。
- 都道府県や中間支援者（有識者、NPO法人、地域運営組織等）が集落支援員の活動をサポートしている地域もあるが、全国的な動きには至っていない。

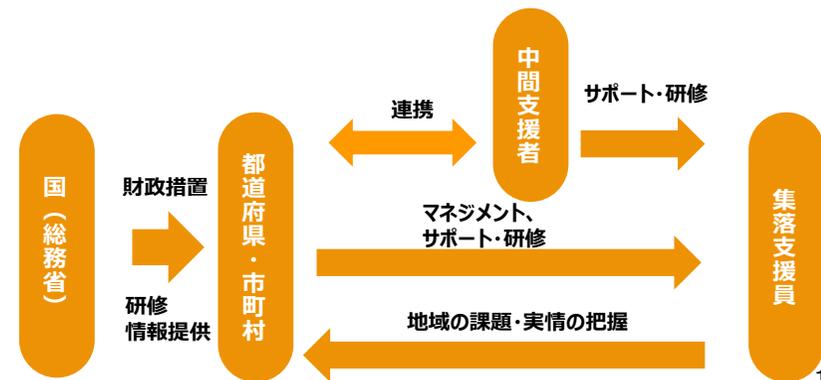
都道府県によるサポートの例

- 事例の取りまとめ **新潟県**「集落支援員に関する実態調査」（平成31年）、**島根県**「集落支援員実践の肝」（平成27年）等
集落支援員の活動内容や地域への入り方の成功例・失敗例等について生の声を事例集化
- 研修会、交流会の実施 **山口県**「中山間地域づくり人材育成研修」等
集落支援員や市町村担当者向けに、活動のノウハウの修得やネットワーク構築の機会を提供
- 県設置集落支援員、政策支援員の活用 **秋田県**「集落活動コーディネーター」、**富山県**「地域コンシェルジュ」等
広域的な観点から、複数集落の巡回や地域活動の伴奏支援、市町村の集落支援員の活動支援等に従事
- 体制整備 **愛媛県**「持続可能な地域運営実践支援プラットフォーム」、**高知県**「集落活動センター」等
集落の地域づくりの取組を後方支援する拠点づくりや関係機関の連携を促進

中間支援者によるサポートの例

- 研修会、交流会の実施
NPO法人市民プロデュース…山口県の事業（前掲）を受託
- ハンドブックの作成
NPO法人テダス…「集落の教科書」を全国に展開
- 日々の活動のサポート
NPO法人あぶくま山の暮らし研究所
…集落支援員の日々の活動支援（活動記録の作成支援、勉強会の企画等）

＜サポート体制のイメージ図＞



集落支援員と地域おこし協力隊①

- 集落支援員は自治体と連携して集落点検及び集落にあり方に関する話し合いの促進に従事する人材の確保を、地域おこし協力隊は外部人材の定住促進による地域の担い手の確保を、それぞれ目的とした制度であるが、その活動内容の親和性が高いケースもある。
- 集落の課題解決のためには、いわば「攻め」としての活性化機能と、「守り」としての福祉的機能が求められるところ、集落に応じて課題は様々であり、地域おこし協力隊と集落支援員とが、それぞれの強みを活かし、協力・補完をしながら、集落の活性化や維持にとって同様に重要な貢献をしている。
- 具体的には、集落支援員は地域おこし協力隊の地域での円滑な活動・定着の支援に有効であり、地域おこし協力隊は集落支援員に集落のオープン化や外の目からの気づきをもたらすなど、両者は強力なパートナーとなりうる。
- また、地域おこし協力隊には、原則として1～3年の任期が定められているところ、任期終了後、当該地域に定住し、集落支援員として活動を継続するケースもある。

<集落で活動する地域おこし協力隊の例>

例) 移住定住促進活動 鹿児島県 龍郷町



●シマ暮らしお助け帳の作製

「住んでから知った」を「住む前から知っていた」に。龍郷町には20集落あり、それぞれ異なる文化や習わしがあります。いわゆる「移住のミスマッチ」減らすため、集落運営費や年間行事など、住んでみなければ分からない暮らしのあれこれをご紹介するリーフレットを作製中です！



例) 地域コミュニティ活動 新潟県 妙高市



●集落の生活支援と維持

今までの住人だけでは手が付けられなかった集落内の農道の草刈りや、未利用農地での作付けを実施。また、集落内の農作業もお手伝い。

生活飲料水が出なくなったときは、集落の皆さんと一緒に復旧作業に従事。



例) 地域コミュニティ活動 北海道 八雲町



●地域支え合い支援員として

私のいる熊石地域は、人口約1700人のうち約60%が高齢者です。住み慣れた町で元気に楽しく暮らしていくためのお手伝いをしていくことが私の最大のミッションです。集いの場やサロンの実施、有償ボランティア事業などの関わりを通して「こんなことやってみよう！」を地域の人たちと一緒に作っています。



集落支援員と地域おこし協力隊②

- 集落支援員は、地域おこし協力隊の強力なパートナーであり、両者の特性や違い（役割、必須業務、居住要件、任期等）を踏まえた上で、適切な連携関係を構築することが、集落支援員自身の活動にもプラスであって、集落の維持・活性化の観点から有効。

【両者の関係についての有識者の主な意見】

明治大学 小田切 徳美 教授

- ・ 行政、協力隊、集落支援員、中間支援組織の4つのプレーヤーの関係性、エコシステム、あるいは地域づくり共創システムのために、どのような全体像を持つべきか考えるべきではないか。

NPO法人テダス 田畑 昇悟 理事長

- ・ 南丹市においては、協力隊と集落支援員はかなり強力なパートナーとして成立している。成立させるためにやっている工夫として、協力隊になった最初は、集落支援員ベタつきで、集落支援から地域を教わりなさいねというフローを持たせているので、そこで、「地域に協力するとはね」みたいな話だとか、「この地域はね」みたいなところ、みっちり教え込まれるということをやっている。

弘前大学 平井 太郎 教授

- ・ 地域おこし協力隊OBOGネットワークを活用し、集落支援のチームビルディング、集落支援の伴走支援みたいなことも新しい仕事として認識していただくのも有用。

徳島大学 田口 太郎 教授

- ・ 集落支援員と地域おこし協力隊は、同じ地域を支えていくというパートナーではあるが、支え方が違うので、全体としていろいろな活動を位置づけることができなければよいが、多分その位置づけは本当は行政がやるべき話だが、あまりうまく位置づけがなされておらず、そもそも集落支援にあまり関心を持っていない市町村が多い。でも、本当は集落支援員がきちんと地域との関係づくりをサポートしていれば、協力隊が浮いて干されるみたいなことはないはず。あえてパートナーと言い切ってしまうと、ちゃんとその間、つなぐということ地域に働きかけるというのは必要。

法政大学 図司 直也 教授

- ・ 集落支援員は任期の上限がないことが、いい方にも回るし悪い方にも回る。集落支援員という制度は、強みだけではなく、弱みもあるはずなので、その使い方を適切にし、うまく運用していくことが大切。
- ・ 活動が長くなると地域の人たちの意と沿わなくなるケースがあり、地域の人がエンパワーメントされて内需性が出てくれば役割は終わったり、違うところにずらしていくこともあるのであって、集落支援員をだたら続けられない場合というのはどのような場合なのかをどう示していくのかは意外に大事であり、任期も3～5年に設定する考えもありうる。

委託契約による集落支援員の設置①

- 集落支援員は、行政経験者、元地域おこし協力隊員など、地域の実情に詳しい人材に自治体が委嘱しているが、（１）会計年度任用職員としての任用、（２）委託契約の締結による任用の２つの類型がある。
- このうち、（２）委託契約については、個人への委託のほか、**地域コミュニティ組織や営利団体、非営利団体等の法人・団体（第３セクターや日本郵便（株）を含む）と委託契約を結ぶケース**がある。
- 委託契約に基づく任用については、
 - ・個人・法人のノウハウや経営資源を生かし、柔軟な集落支援活動が可能となる意義がある一方、
 - ・地方公務員法等のルールが適用される（１）会計年度任用職員とは異なり、自治体が集落支援員の雇用・労務管理を直接行うわけではないため、委託内容の業務の履行確認には留意が必要と考えられる。
- （２）委託契約による集落支援員は、令和６年度実績としては専任で約８００人、兼任で約１２００人が確認されており、近年、増加傾向にあり、委託先も多様化していることから、その意義をより生かすと同時に、留意点を踏まえた制度の適切な運用が求められている。

○ 過疎地域等における集落対策の推進要綱（抄）

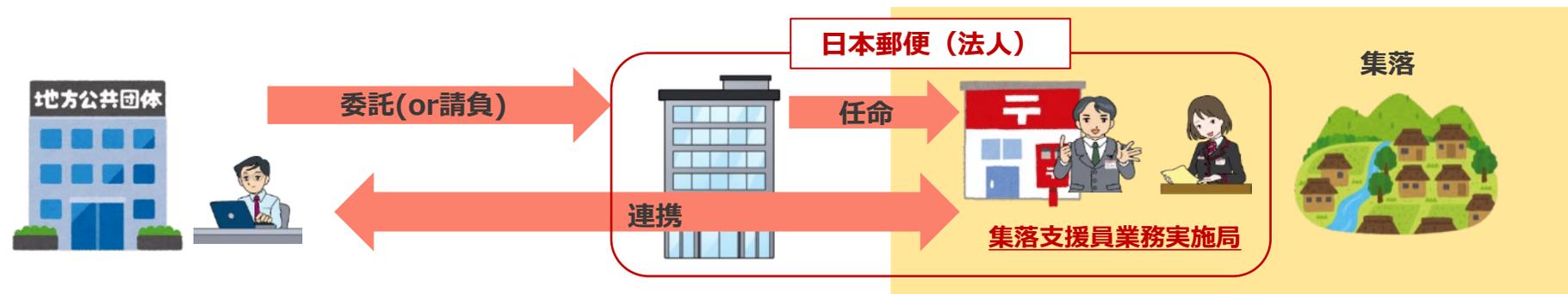
第４ 集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置

地方公共団体が行う集落支援員の設置や活動への支援に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

- ① 集落支援員は、地方公共団体から委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実に行之、その結果を地方公共団体と共有する者であること。
- ② 集落支援員の委嘱の方法は、会計年度任用職員としての任用又は委託契約の締結による任用（自治会長等が集落支援員を兼務する場合には、委嘱状の交付等により委嘱する場合を含む。）が想定される。なお、特別職としての任用は、集落支援員にはなじまないものであること。
- ③ ②の委嘱に当たり、地方公共団体は、集落支援員の果たすべき役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること。
- ④ ②の委嘱に当たり、あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること。
- ⑤ 行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者、元郵便局員、元地域おこし協力隊員など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えない。

委託契約による集落支援員の設置②：郵便局の事例

- 「**集落支援員**」とは、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等の役を担うもの。
- 集落支援員としての必須業務（「**集落点検の実施**」、「**集落のあり方についての話し合いの促進**」）を含め、地方公共団体からの意向を踏まえた集落対策業務を実施。



※集落支援員制度における「兼任」としての活動。

※地方公共団体さまの要望や定める様式・項目等に応じて活動を記録し、報告することを想定。

○ **メリット**

- 地域の状況に精通し、地域住民とつながりのある郵便局長等が活動することによって、より効果的な集落対策が期待できます。
- 郵便局の特徴である持続性を活かし、より持続的な取組みが可能と考えます。
※郵便局の設置基準…「過疎地においては、現在の郵便局ネットワークの水準を維持すること（日本郵便株式会社法より抜粋）」

○ **特別交付税措置**

集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施に要する経費、集落における話し合いの実施に要する経費への充当のための財源手当あり（人口集中地区は対象外）。

- 地方公共団体 … 集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進。
- 総務省 … 地方公共団体に対して、財源手当。

（兼任の場合、**一人当たり40万円**を上限に特別交付税措置）

委託契約による集落支援員の設置③：大津市から郵便局への委託例

- 2025年5月から、滋賀県大津市からの委託により、地域の在り方について地域住民の意見を収集することを目的として集落支援員業務を受託。
- 同町内1局にて、住民の同士の話し合いの場「かようびサロン」のまちづくり協議会と協力した運営や、地域運営について協議する会議やミーティングに参加し、かようびサロンで把握できた地域の状況や意見、活動内容を「活動報告会」において同町に報告。

集落点検の実施※

話し合いの促進※

※集落支援員として求められる業務

「かようびサロン」の運営（月1回）

地域の在り方について地域住民の意見を収集するため、地域住民が相互の交流を図ることができる「かようびサロン会」をまちづくり協議会と協力しながら開催・運営。



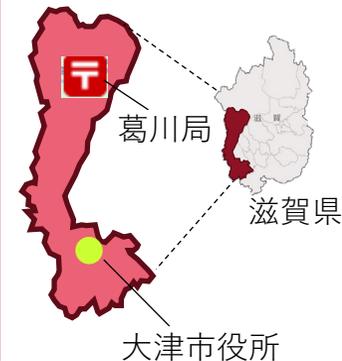
活動報告会（月1回）



活動内容に加え、地域住民に対し行ったアンケート調査結果等を報告

実施地域
(葛川地域)

市役所から離れている
地域で実施



地域運営に関する会議に参加（月1,2回）

「自治連合会」や「まちづくり協議会」等の地域団体が主催する会議やミーティングに参加し、会議の要点や課題を把握・整理。

「白地図データ」（国土地理院）を元に日本郵便で作成

☑本取組のきっかけ

- 大津市葛川地域は少子高齢化に伴う人口減少が著しく、地域コミュニティの維持が喫緊の課題となっており、集落支援員を導入することとした。



☑実施効果

- 葛川郵便局長は地域住民に対しアンケート調査を実施し町に報告する等、住民と行政の橋渡し役として活動している。

☑ポイント

郵便局への
信頼と地域へ
の深い理解

×

住民との
接点を持
つ郵便局

地域住民の声を把握し町が把握できていない細やかなニーズを町政へ！

3. 集落支援員の更なる活躍に向けて

集落支援員のあり方のリ・デザイン①

- 多様化・深刻化する地域課題や集落の脆弱化に対応するため、集落対策や集落支援員をリ・デザインする必要があるのではないか。
- 具体的には、集落点検と話し合いの促進という基本的な役割は維持しつつ、関係者のよりよい制度理解や取り組みにつながるよう、集落支援員の役割（ミッション）を新たに示すこととしてはどうか。
 - ・集落の人口減少・高齢化が進む現状を踏まえ、集落支援員に求められることは、継続的な集落点検と話し合いの促進、集落の課題の市町村への共有といった活動を通じ、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担うものとして、集落における地域づくりのプロセスに伴走する役割ではないか。
 - ・その活動のあり方は、集落の状況や課題に応じ、様々考えられるが、集落支援員に期待される役割（ミッション）としては、大まかには「見守り・寄り添い」、「機運醸成」、「集落の維持・活性化の取組の伴走」の3つに大別されるのではないか。
- その上で、各地の集落支援員の活動の指針となるよう、上記の「役割（ミッション）」ごとの意義や留意点、求められる心構え、優良事例などをまとめた活動指針（仮称）を作成することとしてはどうか。

（参考）集落支援員の総務省要綱上の定義

地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者

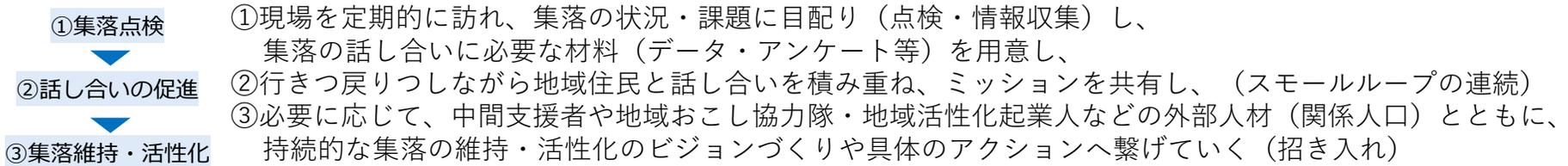
（集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができる）

集落支援員のあり方のリ・デザイン②

【集落支援員に求められるあり方】

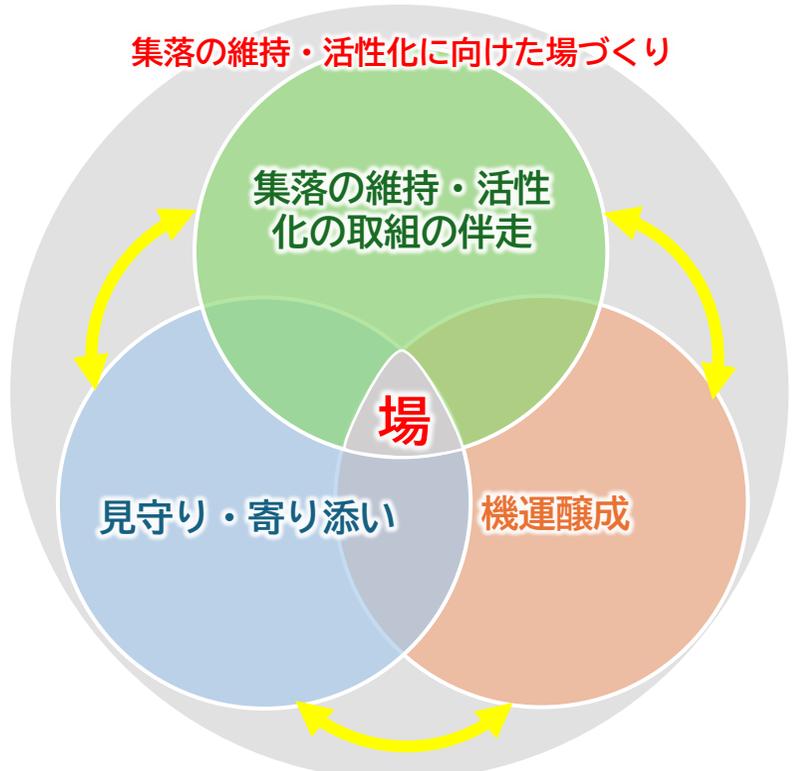
人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、**地域の状況に応じた地域づくりのプロセス（※）に伴走する者**

※「地域づくりのプロセス」の一例



【集落支援員に期待される主な役割（ミッション）】

- 集落支援員は、集落点検、住民の話し合いの促進等の活動を通じて、**集落の維持・活性化に向けた「場づくり」**を担い、典型的には次のような役割を果たすことが想定されている。
 - イ) 見守り・寄り添い** 個別訪問等により、集落の大小さまざまな問題等を把握し、問題解決のつなぎ役を担う
 - ロ) 機運醸成** 住民の交流や共同作業を通じ、集落の問題解決のため小さな試行錯誤を重ねながら、前向きな思いを掘り起こす
 - ハ) 集落の維持・活性化の取組の伴走** 外部人材等とも連携し、具体の事業に伴走
- (集落の状況や課題に応じて、活動の中心となる役割は柔軟に変わっていくことが考えられ、一定のものではない。)



集落支援員のサポート体制の充実①

- 集落支援員について、孤立させずに育て、確保していくため、国・都道府県・市町村や中間支援者といった、集落対策に関わる主体それぞれの強みを活かせるよう、まず国が、サポート体制や人材育成を充実させることが必要ではないか。
- 具体的には、集落対策について、地域格差を是正し、広がりが出るようにするため、国として、次のような取り組みを進めるとともに、集落支援員の活動の意義、役割の重要性に関する情報発信の強化につながるようにはどうか。

（集落支援員向け活動指針（仮称）の作成）

- どのような形で「集落点検」を行い、住民や自治体に共有し、「話し合い」や「集落の維持・活性化対策」が行われるべきかなど、集落支援員の活動指針を策定してはどうか。

（都道府県・市町村向けのサポート体制に係る参考事例集（仮称）の作成）

- 都道府県に対しては、特に広域自治体としての特性に留意し、集落対策に関して期待される役割を示してはどうか。
- 市町村に対しては、集落点検の結果を当該市町村の集落対策に具体的に活かせるようにすることを含め、具体的な好事例をまとめてはどうか。

（研修や交流の充実）

- 集落支援員の活動の充実やなり手確保の観点からは、研修や交流の機会が重要と考えられることから、こうした「場づくり」のため、総務省主催の研修を充実させるほか、都道府県や市町村に対して、先進事例を示して研修や交流の取組を促すこととしてはどうか。

※ なお、現在も集落支援員の研修に関する経費について、財政措置の対象としている。

（中間支援者の活用促進）

- 集落対策を重視する一部の市町村では、一般財源で中間支援者への財政支援を行っているが、市町村では、財源に制約があり、今後の集落支援員の機能や人手の確保が課題となっているため、まずは、集落対策に関する中間支援の実態把握を進めるとともに、都道府県の役割にも留意しながら、中間支援者の活動を支援するための方策について検討してはどうか。

集落支援員のサポート体制の充実②：各機関のつながり（イメージ）

必須業務

- ・集落点検の実施
- ・集落のあり方に関する話し合いの促進

- ・地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策
集落点検や話し合いを通じ必要と認められる集落の維持、活性化対策、RMOの形成支援等を実施

集落支援員

ミッション明示

研修・育成

研修・育成

報告・相談

市町村

- ・地域住民の現状や地域の実情把握 ・集落ネットワーク圏の形成支援
- ・集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化
- ・集落支援員同士が役割や課題を共有できるよう、集落支援員が集まる場を設ける ・研修の実施
- ・集落支援員と十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する施策の方向性を検討する

都道府県

- ・国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネート
- ・広域で集落支援員や地域おこし協力隊等の地域づくり活動に取り組む人材を集めた情報交換会を開催する ・研修の実施

情報提供・助言

先進事例紹介

国

- ・集落対策に取り組む地方公共団体に対して、必要な財政措置を行う
- ・先進事例・優良事例の調査、地方公共団体への情報提供

財政上の措置

情報提供

地域おこし協力隊との連携の充実

- 地域おこし協力隊は、集落支援員に集落のオープン化や外の目からの気づきをもたらし、集落支援員は、地域おこし協力隊の地域での円滑な活動・定着の支援に有効であるなど、両者は強力なパートナー（車の両輪）となりうる。
- 地域づくり人材の活動の後押しや担い手確保の観点から、両者の連携、協働を更に後押しするためには、どのような取組が考えられるか。

- 地域おこし協力隊と集落支援員との連携強化と更なる活躍を推進するため、連携の好事例や考え方を活動指針等に整理してはどうか。
- 両者の役割分担や連携が両者それぞれの活動にプラスになるという相乗効果があることを活かし、相乗効果を実現するための知見を周知・啓発するとともに、集落支援員のよりよい仕組みづくりに向けた検討をしてはどうか。
- 人材育成・交流の観点から、研修会・交流会等の合同開催を進めるなど、両者の研修や接点づくりを強化してはどうか。

委託契約に関する論点

- 委託契約により集落支援員を設置する場合、
 - ・ 個人・法人のノウハウや経営資源を生かし、柔軟な集落支援活動ができる意義がある一方、
 - ・ 地方公務員法等のルールが適用される会計年度任用職員とは異なり、自治体が集落支援員の雇用・労務管理を直接行うわけではないため、委託業務の履行確認には留意が必要と考えられる。
- また、日本郵便（株）（郵便局）との連携は、更なる検討が期待される。
 - ・ 郵便局については、日本郵便株式会社法において、「過疎地においては、現在の郵便局ネットワークの水準を維持すること」と規定され、全国の過疎地域等に事務所や職員、地域情報といった経営資源を有する
 - ・ 現在、先行的に実施されている郵便局との連携事例については、住民、地域、市町村などからその意義を評価する声がある

集落支援員の委託契約の在り方については、その意義をより生かしつつ、留意点を踏まえた適切な制度運用ができるよう、まずは、実態把握の観点から全国調査等を行い、その結果を踏まえて、よりよい仕組みづくりを進めてはどうか。